

大阪府漁業調整規則の全部改正（案）の概要について

（改正概要）

- 1 目的規定の改正（第 1 条関係）
- 2 許可漁業について、うなぎ稚魚漁業の追加、対人許可から刺網漁業等を対船対人許可への変更（第 4 条）
- 3 知事許可漁業に関する規定事項
 - （1）公示に基づく許可方式（第 11 条）
 - ・新規許可の場合の公示制の導入等
 - （2）許可の手續きに関する規定（第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 22 条）
 - ・許可基準策定、不許可等の際の海区漁業調整委員会への意見聴取
 - （3）継続の許可等に関する規定（第 14 条）
 - ・継続許可の規定整備等
 - （4）許可の有効期間に関する規定（第 15 条）
 - ・うなぎ稚魚漁業を 1 年、その他の許可漁業を 3 年とする。
 - （5）衛星船位測定送信機等の備付け命令に関する規定（第 45 条）
- 4 資源管理の状況等の報告に関する主な規定事項について（第 21 条）
- 5 その他の規定事項について
 - （1）罰則規定の見直し（第 50 条）
 - ・法に規定された罰則の削除（制限措置違反、許可条件違反）
 - （2）その他
 - ア 緯度経度による表示（第 37 条、第 38 条）
 - イ 添付書類の省略（第 49 条）
 - ウ 小型機船底びき網漁業の地方名称の規定の削除
 - エ 申請様式等様式の規定の削除

（改正理由）

- 1 目的規定の改正
 - ・漁業法等の一部改正する法律（平成 30 年法律第 90 号。以下「改正法」という）により、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の目的並びに漁業法及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）における規則の制定根拠となる条項が改正されたことから、規則例と同様に改正法による改正後の漁業法（以下「改正漁業法」という。）及び水産資源保護法に基づく内容に改正する。
- 2 うなぎ稚魚漁業の追加、対船対人許可への変更
 - ・密漁防止対策として、改正漁業法第 132 条において、しらすうなぎが特定水産動植物に指定され、漁業の許可又は漁業権に基づいて採捕する場合を除き採捕が禁止され

ることとなったため、特定水産動植物の指定に併せ、より厳格な管理をするため許可漁業とする。なお、採捕秩序の維持及び流通の透明化の体制維持について関係者との調整に一定時間を要することから経過措置を設け令和5年12月1日から施行する。

- ・漁船の総トン数や馬力数が漁獲努力量に大きく影響する漁業にあつては、対船対人許可に変更する。

3 知事許可漁業に関する規定事項

- ・知事許可漁業を受けようとする漁業者が申請の機会を逸することがないように、制限措置の内容（漁業種類、トン数及び馬力数等）及び申請期間を広く公示して、申請の期間を与えるため、許可の公示制を導入する。
- ・許可基準の策定を行う際、また、許可の取り消し等漁業者に重大な影響を与える不利益処分を行うにあたり、知事の客観的かつ適正な判断に資するよう、地域の実情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聞く規定を置く。
- ・漁業者の事業の継続性を考慮して新たに継続許可の規定を置く。
- ・うなぎ稚魚業はうなぎに係る資源変動や国際的・社会的情勢の変化に迅速に対応する必要があることから1年とする。他の許可漁業は従来通り原則3年とする。
- ・漁業秩序の維持や漁業取締の高度化を図るため、今後、許可船舶に衛星船位測定送信機（VMS）の備え付けを義務付けることなどができるよう、所要の規定を整備する。

4 資源管理の状況等の報告に関する主な規定事項

- ・改正漁業法第58条において準用する法第52条第1項において、資源管理の状況等の報告が法定されたことを受け、これまで以上に操業状況を的確に把握し、また、資源評価や資源管理に報告内容をいかせるよう規則において提出を義務化する。

5 その他

(1) 罰則規定の見直し

- ・改正漁業法に規定された罰則については、法に基づき適用されることになるため、法に規定された罰則については、規則中から削除する。

(2) その他

ア 緯度経度による表示（第37条、第38条）

- ・衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、水面における緯度経度の情報を容易に得られる状況となっていることを踏まえ、禁止区域等を明確にし、より適切な取締りを行うことができるよう緯度経度を用いて標記する改正を行う。

(ア) 小型機船底びき網漁業禁止区域

(イ) 淀川における採捕禁止区域

イ 添付書類の省略（第49条）

- ・行政手続の簡素化による漁業者等の行政手続に係る負担の軽減のため、提出された添付資料と同一の添付書類を省略する。

- ウ 小型機船底びき網漁業の地方名称の規定の削除
 - ・小型機船底びき網漁業の地方名称については、本府において十分定着していると考えられるため、関係する規定を削除する。
- エ 申請様式等様式の規定の削除
 - ・今後の電子申請への対応も見据え、様式を削除し、様式の記載事項を規定する形式に改める。

(施行日)

令和2年12月1日(予定)